

平成30年度 行政評価 施策カルテ

施策名	5 生活衛生環境の向上
-----	-------------

施策主管課	生活衛生課	総合計画記載頁	98ページ
-------	-------	---------	-------

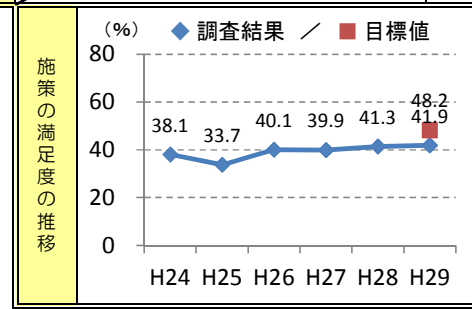
1 施策の位置付け

政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	6 日常生活の安心感を高める	政策の達成目標 (基本施策目標)	地域社会や事業者、行政が連携して、日常生活を取り巻くさまざまな不安を解消し、市民が、安全で安心した生活を送っています。
------	-----------------------------	----------------	----------------	---------------------	---

2 施策の取組状況

施策目標	市民が、快適で衛生的な生活環境の中で生活しています。
------	----------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果 指標3	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価	
	指標1	生活衛生関係施設等の監視率(%)	単年度目標値	99.8%	100%	100%	100%	100%			100%	A	調査結果	施策の満足度(%)	38.1%	33.7%	40.1%	39.9%		41.3%
現状値			85.0%	実績値	97.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	前年度からの増減				-4.4pt	6.4pt	-0.2pt	1.4pt	0.6pt	
目標値(H29)			100%	単年度の達成度	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%										
指標2	犬・猫の引取り数(頭) (捕獲を含む)	単年度目標値	700	600	590	580	570	560	A	【参考】中核市等との水準比較	③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)							B		
		現状値	867	実績値	799	640	550	468			384	299	指標名(単位)							
		目標値(H29)	560	単年度の達成度	87.6%	93.8%	107.3%	123.9%			148.4%	187.3%	都道府県・政令指定都市・中核市の犬・猫の引取り数(頭)							
指標3	市民満足度	単年度目標値							A	中核市平均	中核市平均							中核市での本市の順位		
		現状値										中核市平均								
		目標値(H29)										中核市平均								



※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 逓減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割超が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調: (A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調: (主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている: (C評価が2つ以上) [65点未満]

施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 全国的に入浴施設等を発生源とするレジオネラ症の事故が散発しており、公衆浴場等生活衛生関係施設のレジオネラ症発生防止のための自主的な対策等が求められている。 平成25年9月施行の改正動物の愛護及び管理に関する法律により、飼い主の適正飼養や終生飼養の責務が明記されている。また、国の動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本方針において、犬・猫の引取り等の大幅な削減目標が示されている。栃木県においては、平成26年3月に動物愛護推進計画を改定し、人と動物の共生する社会の実現を図るため、国の基本方針に即した目標値や具体的な取組が示されている。 	市民満足度	生活衛生関係施設の監視強化や動物愛護思想の普及啓発等に取り組んだことにより、前年度と同水準であった。	総合評価	83点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に密接な関係がある生活衛生関係施設の衛生水準の向上を図るため、計画的かつ効果的に監視指導を実施した結果、監視率は目標値を達成した。 広報紙や犬・猫の飼い方教室等により啓発活動等に取り組んだことから、犬・猫の引取り数は、目標値を大幅に超えて達成することができた。 				概ね順調

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象, ★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

No.	事業名	戦略P・主要事業※	事業の目的	事業内容		事業の進捗状況	H29事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	生活衛生関係施設の監視・指導	★	施設の衛生状況等の改善	生活衛生関係施設(理美容, クリーニング, 旅館, 公衆浴場, 興行場)の設置者	施設の衛生状態の確認及び指導の実施	計画どおり	241	H8		市民の快適で衛生的な生活環境を確保するため, 営業施設の監視・指導を計画的, 定期的実施していく。
2	衛生施設整備事業		衛生施設(斎場及び霊園)の保全	斎場及び霊園の利用者	施設の再整備・改修を実施	計画どおり	406,833	T5		市営霊園については, 利用者が安全・安心に利用できるよう, 改修等が必要な箇所については, 計画的に実施していく。
3	霊園建設事業	★	市民の墓地需要に見合った安定的な墓地供給	墓地を必要としている市民	霊園の整備を実施	計画どおり	124,939	H4		市民の墓地に対する意識の変化を踏まえ, 市民ニーズに対応した墓地を整備していく。
4	水道施設に対する監視・指導		施設の衛生状況等の改善	専用水道, 簡易専用水道, 小規模水道, 小規模貯水槽水道, 飲用井戸の設置者	水道施設の衛生状態及び水道水質の確認及び指導の実施	計画どおり	41	H8		飲料水の安全確保を図るため, 水道施設の監視, 指導を計画的, 定期的実施していくとともに, 簡易専用水道の法定受検率の向上を図るため, 未受検施設の実態調査を実施し, 必要に応じ現地調査を行うなど受検を勧奨していく。
5	建築物の衛生的環境の確保対策事業	★	建築物の衛生的環境の確保	特定建築物(大規模建築物), 建築物の衛生管理にかかる清掃業者・水質検査業者・貯水槽清掃業等の登録業者	特定建築物の衛生状態, 冷却塔のレジオネラ属菌の検査及び登録業者の機器の保管状況等の確認	計画どおり	100	H8		特定建築物の環境衛生を維持, 向上させるため, 立入検査, 報告の徴収を実施していく。
6	衛生害虫に関する指導・啓発事業		衛生害虫による事故の防止	市民及び市内に土地・家屋を所有している者または管理者	衛生害虫の駆除依頼及び衛生害虫相談室の紹介	計画どおり	175	H8		蚊・毛虫・ハチなどの衛生害虫の知識について, 市ホームページ等を活用して普及啓発するとともに, 苦情相談があった土地・家屋について現地確認し, 必要に応じてその所有者や管理者に対し, 自主管理を働きかけるなど, 適切に対応していく。
7	飼えなくなった犬猫などの引き取り	★	犬猫の引取り数の削減	飼えなくなった犬, 猫等及びその飼い主	飼えなくなった犬, 猫の引取り及び終生飼養の普及啓発	計画どおり	8,238	H11		適正飼養, 終生飼養の普及啓発等により, 犬, 猫の引取り数の削減を図っていく。
8	飼い犬等の不妊手術費補助金		犬猫の繁殖制限の推進	不妊手術を受けた犬・猫の飼い主	不妊手術費に対する助成金の交付	計画どおり	5,729	H7		適正飼養や動物愛護の意識を高めるため, 不妊手術に対する補助を継続していく。
9	栃木県動物愛護フェスティバル開催負担金		動物愛護思想の普及啓発の推進	市民	動物愛護フェスティバルの共催	計画どおり	400	H8		動物愛護フェスティバルを通して, 多くの市民に動物の適正飼養と愛護を啓発していく。
10	狂犬病予防対策	★	狂犬病発生による健康被害の防止	犬(野犬・飼い犬)及び犬の飼い主	犬の登録, 狂犬病予防注射の促進及び野犬の捕獲	計画どおり	29,590	H8		犬の登録, 予防注射の促進及び野犬の捕獲により, 狂犬病の発生とまん延を未然に防止していく。
11	動物愛護推進事業		動物愛護思想の普及啓発及び収容動物の譲渡の推進	市民	リーフレット等の配布, 各種講習会の実施及び譲渡動物情報の周知	計画どおり	1,027	H15		犬猫の殺処分の削減を図るため, リーフレットの配布や広報紙の活用, 各種講習会の開催等により, 動物愛護思想を普及啓発するほか, 関係機関と連携し, 定期的に譲渡会を開催するとともに, 平成30年度より市内動物病院と連携し, 生まれて間もない子猫を譲渡できるまで育成してもらおうミルクボランティア事業を推進していく。
12	負傷動物の収容		所有者等への返還, 譲渡等による当該犬猫の生存の機会拡大	負傷または疾病にかかった動物(犬, 猫等)	動物の収容及び応急処置	計画どおり	407	H11		負傷または疾病にかかった動物(犬, 猫等)を収容し, 必要に応じて応急処置を行っていく。

4 今後の施策の取組方針

課題	今後の方向性	
	方向性	
<p>◆市内の生活衛生関係施設を原因とするレジオネラ症は発生していないが, 一部の施設の自主検査等において浴槽水や冷却塔水からレジオネラ属菌が検出される事例があることから, レジオネラ症の発生に繋がらないよう, 施設の衛生水準の向上が必要である。</p> <p>◆市民に墓地を安定的に供給するため, 墓地に対する意識の変化等を踏まえながら, 墓地需要を把握していく必要がある。</p> <p>◆愛護動物の適正管理については, 動物愛護思想の普及啓発に関する様々な取組を行い, 犬猫の引取り数や殺処分数は減少しているが, さらに動物の適正管理を推進し, 殺処分頭数を削減する必要がある。</p>	<p>〈施策全般〉</p> <p>◆市民が快適で衛生的な生活環境の中で生活できるよう, 生活衛生関係施設等の監視指導を着実に実施するとともに, 市営霊園を整備するほか, 愛護動物の適正管理を推進していく。</p> <p>〈主要事業〉</p>	<p>〈その他個別事業〉</p>